

伊達市中小企業デジタル化推進補助金 Q & A

Q 1. 対象とする業種はありますか？

⇒ A 本補助金は対象とする業種を限定していません。ただし、主に農林水産業を営む事業者、みなし大企業、政治・経済・文化団体、宗教法人・団体、性風俗特殊関連営業を営む事業者は対象となりません。

Q 2. 伊達市内に事業所はありますが、伊達市に市税を納めていません。補助対象者になりますか？

⇒ A 補助対象者とはなりません。本補助金は伊達市に市税を納めている事業者が対象となります。

Q 3. 執務室の掃除用として家庭用自動掃除機は補助対象となりますか？

⇒ A 補助対象とはなりません。補助対象となるのは業務用自動掃除機となります。不明な点等ありましたら商工観光課までお問合せください。

Q 4. 業務用自動草刈機とは何ですか？

⇒ A 自走する草刈機になります。手動で運転するものや手持ちで使用する草刈機は対象外となります。

Q 5. インボイス制度の導入に係る経費とは何ですか？

⇒ A インボイス制度に対応したレジの購入とシステムの構築になります。なお、インボイス制度を導入するために既存システムを更新した場合も補助対象経費となります。

Q 6. HPの作成は補助対象となりますか？

⇒ A 補助対象とはなりません。ただし、サイト内で商品購入の手続きが完了するECサイトの作成は補助対象となります。

Q 7. Wi-Fi 設備の導入は補助対象となりますか？

⇒ A 補助対象とはなりません。

Q 8. パソコンやスマートフォンは対象になりますか？

⇒ A パソコンやスマートフォン等の汎用性が高く、目的外で使用可能なものは補助対象となりません。ただし、タブレットを利用したPOSレジのように、一体的な使用が必要と認められるものは対象となります。

Q 9. 既に商品の注文用タブレットを導入していますが、追加導入に係る経費は補助対象となりますか？

⇒A 補助対象とはなりません。設備の新規導入が対象となります。

Q10. 商工会の審査が必要な書類（様式第2号及び第6号）は伊達市商工会、保原商工会どちらで審査を受ければよいですか？

⇒A どちらでも問題ありません。伊達市商工会または保原商工会で経営指導員の審査を受けた上で、市商工観光課へ提出してください。

お問合せ先：伊達市商工観光課

T E L : 024-573-5632

メール : syoukou@city.fukushima-date.lg.jp